

在沖米軍における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求める意見書

沖縄県の発表によると、令和2年7月21日現在、在沖米軍関係者の新型コロナウイルス感染者は累計148人となり、米軍の追跡調査によりその多くが基地周辺自治体の飲食店に出掛けるなど基地外で行動していたことが明らかになっている。

町民・県民一丸となり、不要不急の外出自粛や休校措置等の感染拡大防止対策に取り組んできたなか、在沖米軍において集団感染が発生したことは極めて遺憾であり、憤りを禁じ得ない。

また、嘉手納基地所属の感染者は3月に判明した3人を含め5人となったが、新たに感染が確認された2人はいずれも基地外に居住する軍属であることも公表されている。本町にも多くの軍人軍属、その家族が居住しており、町民は日常生活において米軍関係者と接触する機会は少なくないことから、市中感染拡大を不安視する声が高まっている。

このような状況下、防衛相が17日の記者会見において、「すべての米軍関係者の入国後2週間の停留措置に加え、米国を出国する際と日本への入国後それぞれでPCR検査を実施するよう日本政府として要請し、米側はその方向で検討している」ことを明らかにした。遅きに失した感は否めないが、米国からの異動時期が重なる7月に入り在沖米軍関係の感染者が急増し、新規の感染判明が連日続いていることから、迅速に検査体制を構築し検査結果を公表するなど、感染拡大防止対策の徹底を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命及び安心安全な生活を守る立場から、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 すべての米軍関係者に対する入国後の2週間停留措置に加え、日本への出入国の際にPCR検査を実施し、その検査結果を速やかに公表すること。
- 2 在沖米軍基地内において、万全な感染拡大防止策を図ること。
- 3 感染経路や濃厚接触者などの重要な情報を速やかに公表すること。
- 4 駐留軍従業員や基地に出入りする業者等のPCR検査を実施するなど、感染防止対策を強化するとともに、休業の際の補償を行うこと。
- 5 感染拡大が収束するまでの間、米軍関係者の基地外への外出禁止を徹底し、多数の感染者が確認された在沖米軍基地は閉鎖すること。
- 6 軍人軍属、その家族等の市町村ごと基地外居住者数を明らかにすること。
- 7 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法等の国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 新型コロナウイルス感染症対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

在沖米軍における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求める決議

沖縄県の発表によると、令和2年7月21日現在、在沖米軍関係者の新型コロナウイルス感染者は累計148人となり、米軍の追跡調査によりその多くが基地周辺自治体の飲食店に出掛けるなど基地外で行動していたことが明らかになっている。

町民・県民一丸となり、不要不急の外出自粛や休校措置等の感染拡大防止対策に取り組んできたなか、在沖米軍において集団感染が発生したことは極めて遺憾であり、憤りを禁じ得ない。

また、嘉手納基地所属の感染者は3月に判明した3人を含め5人となったが、新たに感染が確認された2人はいずれも基地外に居住する軍属であることも公表されている。本町にも多くの軍人軍属、その家族が居住しており、町民は日常生活において米軍関係者と接触する機会は少なくないことから、市中感染拡大を不安視する声が高まっている。

このような状況下、防衛相が17日の記者会見において、「すべての米軍関係者の入国後2週間の停留措置に加え、米国を出国する際と日本への入国後それぞれでPCR検査を実施するよう日本政府として要請し、米側はその方向で検討している」ことを明らかにした。遅きに失した感は否めないが、米国からの異動時期が重なる7月に入り在沖米軍関係の感染者が急増し、新規の感染判明が連日続いていることから、迅速に検査体制を構築し検査結果を公表するなど、感染拡大防止対策の徹底を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命及び安心安全な生活を守る立場から、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 すべての米軍関係者に対する入国後の2週間停留措置に加え、日本への出入国の際にPCR検査を実施し、その検査結果を速やかに公表すること。
- 2 在沖米軍基地内において、万全な感染拡大防止策を図ること。
- 3 感染経路や濃厚接触者などの重要な情報を速やかに公表すること。
- 4 駐留軍従業員や基地に出入りする業者等のPCR検査を実施するなど、感染防止対策を強化するとともに、休業の際の補償を行うこと。
- 5 感染拡大が収束するまでの間、米軍関係者の基地外への外出禁止を徹底し、多数の感染者が確認された在沖米軍基地は閉鎖すること。
- 6 軍人軍属、その家族等の市町村ごと基地外居住者数を明らかにすること。
- 7 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法等の国内法を適用すること。

以上、決議する。

令和2年7月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長